

令和 6 年 八潮市農業委員会 9 月総会 議事録

1 開催日 令和 6 年 9 月 2 5 日 (水)

2 開催時間 午後 2 時 0 0 分から

3 会 場 市役所会議室 3 - 4

4 出席委員 1 5 名

会長 1 番 小早川喜一

会長職務代理者 2 番 鈴木 新一

委員 3 番 大塚 一宏

1 0 番 松田 淳一

4 番 齋藤 富子

1 1 番 篠木 秀彦

5 番 福岡 達則

1 2 番 石井 清巳

6 番 飯山 敏行

1 3 番 関根 幸子

7 番 新井 孝美

1 4 番 荻野 透

8 番 鈴木 隆

1 5 番 臼倉 明久

9 番 田中 幸夫

5 欠席委員 なし

6 議事日程

第 1 会長挨拶

第 2 議事録署名人の選任

第 3 書記任命

第 4 議 事

議案第 1 0 号 農地法第 5 条の規定による許可申請認定の件

議案第 1 1 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明の件

議案第 1 2 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の件

7 転用等届出受理報告

報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出の件

報告第 2 号 農地転用許可後の工事完了届について

報告第 3 号 農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の要件確認について

8 その他

9 農業委員会事務局職員

局長 瀧沢 昭仁

係長 平野 麗子

主任 五十嵐陽子

開会 午後 2時00分

◎開会の宣告

○事務局長 皆さん、こんにちは。皆さんおそろいになっておりますので始めさせていただきます。

まず、総会を開始する前に、農業委員会委員の任命についてご報告がございます。

5月1日から農業委員会委員の欠員募集を行ってりましたが、9月20日に八潮市議会で委員任命について同意の議決がございましたことから、先ほど、市長より篠木委員に農業委員の任命をさせていただきましたので、ご報告させていただきます。

では、ここで、篠木委員よりご挨拶お願いいたします。

○11番（篠木秀彦委員） 皆さん、こんにちは。私は、JAさいかつより推薦されまして、農業委員の役を仰せつかりました篠木秀彦と申します。ぜひ今後ともよろしくお願いいたします。

○事務局長 ありがとうございます。

引き続きまして、委員の皆様より、篠木委員に対しまして簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。

会長より議席番号順に、担当地区とお名前のみのご紹介をお願いいたします。

○会長 小早川喜一です。担当地区は、西袋、柳之宮、南後谷になります。よろしくお願いいたします。

○会長代理（鈴木新一委員） 会長代理の鈴木新一です。担当地区は小作田、松之木、伊草です。

○3番（大塚一宏委員） 担当地区、高木地区の農業委員です。大塚です。

○4番（齋藤富子委員） 齋藤富子です。担当地区は幸之宮地区です。よろしくお願いいたします。

○5番（福岡達則委員） 初めまして。担当地区は下大瀬、古新田東、西古新田です。よろしくお願いします。

○6番（飯山敏行委員） こんにちは。飯山です。担当地区は鶴ヶ曽根一、二を見させてもらっています。よろしくお願いします。

○7番（新井孝美委員） 新井でございます。担当地区は入谷です。よろしくお願いします。

○8番（鈴木 隆委員） 鈴木隆と申します。よろしくお願いします。担当地区は南川崎です。以上です。

○9番（田中幸夫委員） 田中幸夫でございます。担当地区は二丁目地区です。よろしくお願いします。

○10番（松田淳一委員） 松田淳一です。担当地区は、浮塚、圀、大原です。よろしくお願いします。

○12番（石井清巳委員） 和耕地区担当の石井清巳です。よろしくお願いします。

○13番（関根幸子委員） 関根幸子です。担当地区は上馬場、中馬場、大曾根です。よろしくお願いします。

○14番（荻野 透委員） 荻野透です。担当地区は若柳と上木曾根です。よろしくお願いします。

○15番（臼倉明久委員） 臼倉明久と申します。担当地区は上大瀬、伊勢野を担当しています。よろしくお願いします。

○事務局長 ありがとうございます。

引き続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

申し遅れましたが、私、事務局長の瀧沢です。よろしくお願いいたします。

○事務局 事務局の平野です。よろしくお願いします。

○事務局 同じく事務局の五十嵐です。よろしくお願いします。

○事務局長 本日、こちらには出席していないんですが、清水という者がおりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより八潮市農業委員会9月総会を開会いたします。

定足数につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第3項に、「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」とあります。在任委員は15名ですので、8名以上の委員の出席が必要となります。

本日の出席者は15名です。定足数に達しており、本日の農業委員会総会は成立していることをご報告いたします。

それでは、開会に先立ちまして、小早川会長よりご挨拶をお願いいたします。

◎会長挨拶

○会長 皆様、改めましてこんにちは。

ようやく気候も人に優しい気候になってきました。ただ、今年は昨年よりも暑かった、そういう印象が強いところでございます。

皆さんもお感じになっていることと思いますが、気象の変化によって春と秋が少なくなったとか、ないような気象状況になっているのは明らかなことでございまして、それによって、野菜等の品種ですね、この品種の選別、品種をどうするかという問題、あるいはそれ

の栽培技術体系、そういうことが問題になってくるのではないかなと思うんですね。ですから、温暖な気候というよりも、亜熱帯の地域にいるようになってきたのではないかなというふうに思われるものでございます。

これから季節が少し落ち着きまして、体に無理のない農業ができるようになればなと思っております。

8月31日に、有楽町の東京国際フォーラムでありました新農業人フェアに、鈴木新一代理と、それから鈴木隆委員にお忙しい中を参加していただきました。ありがとうございました。

そして9月11日に、毎年あります羽生市での農地利用最適化活動活性化研修会に、石井清巳委員と、それから関根幸子委員、それから荻野透委員にお忙しい中ご出席をいただきました。ありがとうございました。

今後とも、ひとつよろしく願いをいたします。

それでは、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。よろしくお願いします。

○事務局長 ありがとうございました。

それでは、次に傍聴者の報告です。

本日の傍聴者につきましては、出席の方がおりません。ご報告申し上げます。

ここで、資料の確認をさせていただきます。

資料の不足、乱丁等がある場合には、恐れ入りますが、手を挙げてお知らせ願います。

- | | |
|-----------------------------------|--------------|
| ① 八潮市農業委員会 9月総会次第 | A 4 横 |
| ② 令和6年度八潮市農業委員会農地パトロール実施要領 | |
| パトロール報告書+担当地区地図（資料No.なし） | （資料 - 1） |
| ③ 中川周辺地区地域計画策定に係る目標地図の素案策定について | （資料 - 2） |
| ④ 令和7年度農地利用最適化の推進施策に関する意見書の送付について | （資料 - 3） |
| ⑤ 農業委員会県外視察研修行程表 | （資料 - 4） |
| ⑥ （視察研修資料）視察おまちしています！ | （資料 - 4 - 2） |
| ⑦ 八潮市農業委員会名簿 | （資料 - 5） |

こちらは、篠木委員を含めまして改めて作成したものになります。委員の皆様の個人情報に記載されておりますので、取扱いにつきましては十分注意をお願いいたします。

- | | |
|-----------------------------|---------|
| ⑧ 八潮市農業委員会慶弔規程（令和6年8月23日改正） | 資料No.なし |
| ⑨ かすかべのうりんナビ | |

こちらは、春日部農林振興センターより第68号が送られてきたものです。来年の5月に埼玉県で開催される全国植樹祭の記事が載っておりますので、後でご覧ください。

- | | |
|---------------------------|--|
| ⑩ 農業経営及び農地利用状況に関する調査表（封筒） | |
|---------------------------|--|

こちらは該当のある方のみですが、八一調査未提出者に対し、回収に伺っていただきたい方の調査表をお配りしてございます。後ほど改めて説明しますので、よろしくお願いいたします。

⑪ 農業委員会業務必携

2024年度版ができましたので、配付をさせていただきます。時間のあるときにご覧いただき、業務の参考にしてください。

⑫ 農業委員会活動記録簿（9～10月分）

その他に農地パトロール用の手提げバッグの中に、クリップボード、赤ペン、腕章が入っておりますので、ご確認ください。

以上、手提げバッグの中身を除いて12点、八一調査がない場合は11点になります。資料の漏れ等はないでしょうか。

ないので、資料の確認を終わらせていただきます。

それでは、次第に基づいて議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、八潮市農業委員会総会会議規則第4条の規定に、「会長は、総会の議長となり議事を整理する」とうたわれておりますので、小早川会長に議事の進行をよろしくお願いいたします。

次第3の議事録署名人の選任から次第7のその他まで、よろしくお願いいたします。

◎議事録署名人の選任

○議長 それでは、次第に基づきまして進めたいと思います。

次第3の議事録署名人の選任についてでございますが、こちらからご指名してよろしいでしょうか。

—— 委員より「はい」の声あり ——

○議長 ありがとうございます。

それでは、2番、鈴木新一委員、15番、臼倉明久委員にお願いをいたします。

◎書記任命

○議長 次に、次第4の書記任命についてでございますが、瀧沢事務局長にお願いをいたします。

○事務局長 はい。

◎議案第 10 号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 それでは、次第 5 の議事に入りたいと思います。

議案第10号 農地法第 5 条の規定による許可申請許可の件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 お手元の次第めくりまして 1 ページ目、議案第10号のご説明をさせていただきます。
農地法第 5 条の規定による許可申請認定の件です。

こちら、使用貸借権の設定になりますので、譲受人、譲渡人は、借人、貸人と呼ばせていただきます。

借人住所・氏名は、〇〇〇番地〇、〇〇〇、〇〇〇、貸人住所・氏名、同じく〇〇〇番地〇、〇〇〇、〇〇〇、土地の所在、〇〇字〇〇〇、登記地目、田、現況、畑、地積〇〇平米。

次に、隣の 2 ページご覧ください。表の中ほど、権利の内容は、20 年間の使用貸借権の設定となります。申請地の概要といたしましては、10 ヘクタール未満の第 2 種農地でございます。

申請目的は住宅敷地です。申請理由としましては、借人と貸人はご夫婦で、現在八潮市内の賃貸住宅に居住しております。もともと八潮市内で戸建て住宅にお住まいでしたが、事情があり、賃貸住宅にお引越されました。借人が 80 歳以上の高齢であることから、子供世帯と同居を前提に物件を探したそうです。ここで、借人の〇の〇〇〇さんが相続で取得した土地がこちらの土地でして、ここなら親子 3 世帯同居もできる環境であるから、本申請地に自己居住用住宅を建築したく申請に至ったものであります。

資金計画・調達計画としましては、造成工事費、建築費等としましてご覧の金額を借入金で賄うということで、金融機関の融資証明書が提出されております。

周囲農地への被害防除策としましては、転用するに当たりまして、敷地周辺にブロック土留めなどで囲みまして、周辺の農地に被害が生じないようにするというところでございます。

続きまして、1 枚めくっていただいて 3 ページ目をご覧ください。申請地のご説明をさせていただきます。

市役所〇側を出発し、〇〇メートル〇〇、〇〇〇の交差点を〇折し、〇〇〇線を〇〇キロ程度進みます。〇〇〇の先の丁字路を〇折し、〇〇メートル〇に進んで、〇〇〇の交差点を〇折、〇〇〇を〇〇します。〇〇キロメートルほど進み、〇〇〇の〇〇〇も〇〇します。〇〇〇の奥の交差点を〇折し、〇〇メートル進んだ交差点を〇折した〇〇メートル先が、こち

ら、四角で囲った場所でございます。新しくできた〇〇〇のすぐ〇側です。

隣の4ページが、土地利用計画図です。土地利用計画図は左側が北側で、下側が西です。この西側の道路から出入りしまして、2階建ての住宅に駐車スペース4台、農地との境はブロック土留めなどを敷地内に設置し、周辺の農地に被害が生じないようにと、そのような計画になっております。

ただし、今回の申請地の東側の農地、この土地利用計画図でいうところの上側に接する農地が、もともと道路に接していないため、建物敷地になってしまうと出入りができずに、草刈りなどの管理ができなくなるということがないように、今回の申請地を通して東側の農地に通り返りできるように、東側の境界部分の外構新設土留めブロック2段積みのところが1メートル程度ブロックがない箇所があります。当初建築計画時、東側の農地所有者に建築時の計画を伝えた際、道路に接しなくなるし、そんなに農業も行っていないので、農地を買ってほしいと言われたそうです。しかし、貸人も借人も農業経営していないので、農地を新たに所有する資格を持っていなかったことや、こちらの土地に住宅を建築するのもあり、資金的に余裕がないこと、建築物の有無にかかわらず、もともと今回の申請地を経由しないと道路に接していないという土地などの理由から、話を重ね、このような形で落ち着いたということです。

現地の様子は、1枚めくっていただいた右側の6ページでございます。こちらの写真が、8月の時点の写真でして、現在はもう少し草が伸びてしまっていて、畑としての管理がちょっと疑問があるようなところではあるんですが、草刈りを再度行うことを条件に許可申請をされました。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

それでは、同議案につきまして、地区担当、3番の大塚一宏委員より現地調査の結果、並びに補足説明がございましたらお願いいたします。

○3番（大塚一宏委員） 3番、大塚です。

今月の20日に現地調査行ってまいりまして、ここの申請地は、私が知る限り、私、農業委員を大体20年ぐらいやっているんですけども、20年前からもう作付はしていなくて、管理農地となっていると思っています。農地パトロール、年に2回、3回やっていまして、今までに二、三度バツをつけさせてもらったことがあるんですが、バツをつけて、その後事務局より注意の通知が行くんですけども、そうすると、大体割かし早く草刈りに来ていたと思います。だから、20日に行ったときに、この写真よりも実際は膝ぐらいまでの草が生えていましたので、その後すぐ事務局に、役所に来て、それで報告したので、再度通知みたいなことをしてくれたいんですが、そういう状況なんです。

それと、あと、〇〇〇さんは、この所有者、〇〇〇さんの配偶者なので、配偶者は同列で親等はない、いわゆるゼロ親等ということなので、一応これ分家住宅みたいなものですよ、どっちかというね。なので、分家住宅は血族の6親等、姻族の3親等までできるというか、申請できることになっているので、そういう点でも問題はないと思いますので、だから、草刈りちゃんとできていれば、問題はないのかなと思います。

以上です。

○議長 ありがとうございました。

ただいま事務局と3番、大塚一宏委員より農地法第5条の規定による許可申請許可の件につきまして説明がございましたが、何かご質問等がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べてから発言をお願いいたします。

6番、飯山委員。

○6番（飯山敏行委員） 6番、飯山です。

ちょっと質問したいんですけども、ここ、隣地は畑ですよ。

○3番（大塚一宏委員） そうです。

○6番（飯山敏行委員） その畑って結構作物等、頻繁にやられているところなんですか。申請地の北側、隣。

○3番（大塚一宏委員） こっちはもう、北側というか東側もほとんど作っていないです。

○6番（飯山敏行委員） じゃ、管理している状況なんですか。

○3番（大塚一宏委員） そう。

○6番（飯山敏行委員） その畑に入るには、今回の申請地のところを通して耕作するという形ですよ。利用させてもらってという。

○事務局 そうです、はい。ここを通れるようにはなります。

○3番（大塚一宏委員） 今までは、だから、どちらも管理農地だったんで、多分、承諾を得ているか得ていないか分かんないですけども、この〇〇さんちの畑を、中入れさせてもらって、その先へ行って、自分のところの管理をしていたんだと思います。

○6番（飯山敏行委員） でも、もし耕作するのであれば、建物が建つ陰とかになりますよね。その辺のところも話は全部ついているんですか。

○事務局 陰になる等の作付に向けての不利益についての話をしたということは聞いていないですけども、管理のための通り抜けに対しては、相談はしましたというふうに言っていました。

○3番（大塚一宏委員） ただし、今まで作っていなかったんで、今後も作る様子は、分かんないですけども。

○6番（飯山敏行委員） すみません、いいですか。

これ、3番の資料からすると、〇〇ー〇のと、これ、2筆あるような気がするんですけども、結構な広さですよ、これ。その3つ目の場合は、何か入れそうだけれども、同じ、これも入れないか。

○3番（大塚一宏委員） これも入れないのか。

○6番（飯山敏行委員） 入れないんだ。これ、同じ人なのかということだよ。

○議長 東3つ、3番目。

○6番（飯山敏行委員） いや、こっちの2番目の筆と言ったけれども、3番目の筆というのは。

○3番（大塚一宏委員） 3番目も入れないでしょうね。

○6番（飯山敏行委員） 同じ人間だったらいいんですけども。

○3番（大塚一宏委員） 2番目は、この申請者なんでしょう。

○事務局 ご質問の東側の2枚の筆、今は〇〇〇の敷地になっていまして、相談をしないといけないのは1枚分です。

○議長 東側の1枚分。

○事務局 そうです。

○6番（飯山敏行委員） ほかの農業者の方はいないということですね。その方1件ですか。

○事務局 すぐ隣の東側の方だけです。

○議長 よろしいですか。ほかにございますか。

2番、鈴木委員。

○2番（鈴木新一委員） 2番、鈴木です。

もう〇近いという〇〇〇さんですね。それで、〇〇〇さんだから、やっぱり同じぐらいの年齢なんですよ。それで、〇〇〇万から金融機関から融資を受けるのって、現実的にあまり聞いたことないんですけども、金融機関が貸してくれる、幾ら担保を出すとしても。これはまだ聞いていないですか。

○12番（石井清己委員） 〇〇〇もやれないの、親子ローンじゃないの。

○2番（鈴木新一委員） 〇〇〇さんが借りちゃうと、名義が。この〇〇〇さんが借りるんですよ。〇〇〇さんが借りるんじゃないんですよ。

○事務局 〇〇〇さんが借ります。

○2番（鈴木新一委員） 〇〇〇さんが借りるの。

じゃ、建物は〇〇〇さんの名前になりますね。

○事務局 その融資の関係の書類の中に、〇〇〇さん、〇〇さんといまして、〇歳なので、〇〇さんも〇〇さんも両方とも成人をしている、そのお二人のお名前で金融機関が融資をしますよというふうな書類がありまして、これに加えて、この融資された資金を提供しますと

いうふうな念書もついていますので、融資されたお金を〇〇さんに向けて渡すんですよというふうな流れで、申請人は〇〇さんとなります。

○2番（鈴木新一委員） 税法上の問題はクリアしているんでしょうけれどもね。ちょっと資金、年齢的なものでどうなのかなと思ったんですけども。

○3番（大塚一宏委員） 建てるのは、〇、〇〇〇なのか。

○事務局 建てるのは、〇歳の〇〇さんです。

○2番（鈴木新一委員） 〇〇さんが借りて、それで、〇〇さんが施主も、施工主になって、それで……

○3番（大塚一宏委員） 〇〇さんは、土地を借りるだけじゃないんだ。

○2番（鈴木新一委員） それで、〇〇さんの名義の建物になって、ただ、その資金は〇〇〇さんから借りると。

○事務局 〇〇〇さんと〇です。

○2番（鈴木新一委員） 取りあえず、利息つけるんでしょうね。

○事務局 〇〇〇と〇が提供しますよというふうな書類が添付されています。

○2番（鈴木新一委員） 融資できないから、〇〇〇さんは利息をもらって貸すんですね。ただじゃ、無償貸借じゃまずいから。

○議長 よろしいですか。ほかにございますか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 ないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思います。

原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

——— 挙手全員 ———

○議長 挙手全員でございます。

本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第11号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 続きまして、議案第11号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明の件につきましては、2件でございます。

まず、番号1について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明の前に、従事者証明についてのご説明をさせていただきます。

主たる従事者証明とは、亡くなられた方、または故障の生じた方が、農業の主たる従事者、または一定割合以上従事している者であることを、農業委員会で証明するものです。

市では、これの証明書を公園みどり課が受け付けた後に、一定期間買取りのあつせんを行い、その後、生産緑地の制限解除となりますので、今後市役所の部署で買取りがない場合、農業委員さんに対して再度、地域の農家さん宛てに周知を依頼するあつせん依頼がまいります。それでも買取り申出がなければ制限解除し、民間での買取り行為が行われることとなります。

では、議案のご説明をさせていただきます。

議案第11号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについてです。

番号1、買取り申出する生産緑地の所在は、〇〇〇ー〇、〇、〇、〇、〇、〇の6筆、登記地目は畑、現況も同じく畑です。面積は合計〇〇〇平米。こちらは、八潮〇〇〇号生産緑地地区となっております。主たる従事者の住所・氏名は、〇〇〇番地、〇〇〇、申出者の住所・氏名、〇〇〇番地、〇〇〇さんです。買取り申出の生じた日及び理由が、令和〇年〇月〇日、主たる従事者の死亡となります。

次に、場所の説明をします。隣の8ページをご覧ください。

こちらは、市役所の〇側の出入口を出まして〇に向かいます。〇〇〇通りを〇進まして、〇〇交差点を〇折、〇〇〇線を〇〇方面に〇〇キロ進みます。〇〇〇の交差点を過ぎ、信号のある十字路を〇折し、〇メートルほど進んで、〇〇の丁字路を〇折した、また〇〇メートルぐらい進んだ〇側に、図面に着色した今回の申請地となっております。

現地の様子は、9ページ目の写真でございます。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

それでは、同議案につきましては、地区担当の15番、臼倉明久委員より現地調査の結果並びに補足説明がございましたらお願いをいたします。

○15番（臼倉明久委員） 15番、臼倉です。

この8ページの図の①、②、③、④の現地調査を9月20日に行いました。申出者とお会いし、話を伺いました。近隣に共同住宅が建ち、日当たりが悪くなり、農作物の生育に支障が出ているということで、今回ビニールハウスを撤去し、土地を貸し出すとの話でありました。

現状、ビニールハウス内にはコマツナが栽培されておりました。なので、適正に利用されていた生産緑地でございました。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま、事務局と15番、臼倉明久委員より生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明の件につきまして、説明がございました。

何かご質問、ご意見等がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べてから発

言をお願いいたします。

ありませんか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 ないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思います。

原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

——— 挙手全員 ———

○議長 挙手全員でございますので、本案は原案のとおり可決いたします。

続きまして、議案第11号の番号2、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明の件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 10ページをご覧ください。

議案第11号の番号2、買取り申出する生産緑地の所在は、〇〇〇字〇〇〇と〇〇〇、登記地目は畑で、現況も畑です。面積は合計で〇〇平米。こちらは、〇〇〇号生産緑地でございます。主たる従事者の住所・氏名は、〇〇〇番地の〇〇〇さん、申出者は同じく〇〇〇さんです。買取り申出の生じた日及び理由は、〇〇〇年〇月〇日、主たる従事者の死亡でございます。

次に、場所の説明をします。隣の11ページをご覧ください。

こちらは、市役所の〇側の出口を〇折し、1つ目の信号で〇〇〇線〇〇〇の交差点を〇折、〇〇〇方面〇〇キロメートル〇進し、〇〇〇のある〇〇〇を〇折します。〇〇メートルほど進み、〇〇〇交差点を〇折、〇〇も過ぎて〇〇メートル進んで〇折をすると、右側に〇号生産緑地がございます。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

それでは、同議案につきまして、地区担当、15番、臼倉明久委員より現地調査の結果並びに補足説明がございましたらお願いいたします。

○15番（臼倉明久委員） 15番、臼倉です。

11ページの図の①、②、③、こちらの現地調査を9月20日に行いました。

しっかりと農地管理が行き届いており、適正な農地と取れます。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

事務局と15番、臼倉明久委員より生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明の件につきまして、説明がございました。

何か質問、ご意見等がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べてから発言をお願いいたします。

よろしいですか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 ないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思います。

原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

——— 挙手全員 ———

○議長 挙手全員でございます。

本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第12号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 続きまして、議案第12号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 議案のご説明の前に、適格者証明についてご説明をさせていただきます。

相続税の納税猶予に関する適格者証明は、相続税や贈与税について、納税猶予の特例を受けようとする者が税務署に提出する書類の1つで、対象土地がある市の農業委員会で発行するものです。証明を受けることができる土地は耕作地に限り、不耕作、譲渡、転貸、転用計画などがある農地は除外されます。納税猶予は、原則として贈与や相続を受けた人が、その農地などで将来にわたって農業を継続することを条件として適用されるものです。そのため、納税猶予の適用中に農業をしなくなってしまうとか、一定の行為を行うと、納税猶予の全部または一部が打ち切りとなり、猶予されていた税額に加え、利子税を合わせて納めなくてはならない場合があります。

適格者証明で証明する事項は、先代経営者の死亡により土地の相続が生じた際に、特例の対象とする農地などについて、農業経営特例の対象となる農地の保有と経営の継続を明示するものです。

議案の説明に進ませさせていただきます。

次第の12ページをご覧ください。

議案第12号、相続人住所が、同じく〇〇〇番地、〇〇〇、被相続人住所・氏名、同じく〇〇〇、〇〇〇さん、特例の適用を受けようとする土地の所在が、〇〇〇番地、登記地目、畑で、現況も畑、面積は〇〇平米。都市計画区域は市街化区域内で、こちらも〇号生産緑地でございます。農地台帳で確認しましたところ、申請人の方は農業従事日数が年間150日となっていました。所有機械は、トラクターと耕耘機、乗用車をそれぞれ1台ずつお持ちとのこと。

現地の様子につきましては、めくりまして13ページについていまして、先ほどの議案の農地と併せてお示しをさせていただいております。

事務局からは以上です。

○議長 ありがとうございました。

それでは、同議案につきましては、地区担当、15番、臼倉明久委員より現地調査の結果並びに補足説明がございましたらお願いをいたします。

○15番（臼倉明久委員） 15番、臼倉です。

11ページの④、⑤、こちらの現地調査を9月20日に行いました。

ちょうどこの申請者と農地でお会いしました。体も丈夫そうで、農作業に取り組んでいました。適格者と思います。

以上です。

○議長 ありがとうございました。

ただいま、事務局と15番、臼倉明久委員より相続納税猶予に関する適格者証明の件について説明がございましたが、何か質問等、ご意見等がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べてから発言をお願いいたします。

3番、大塚委員。

○3番（大塚一宏委員） 3番、大塚です。

この申請地は、生産緑地ではないんですか。

○事務局 今回ご説明した議案12の地番〇〇も生産緑地です。

ちょっと分かりやすく言いますと、11の2でお示した、11ページでいうところの左側の土地は、今回制限解除して農地以外にしようかなというふうな計画のお手続が進んでいます。11ページの右側の〇〇、今ご説明した〇号の土地が、今後も生産緑地として残そうということでお手続を進めようとしているところです。

○3番（大塚一宏委員） 両方生産緑地でいいんですね、現況ね。

○事務局 はい、両方とも生産緑地です。

○3番（大塚一宏委員） 分かりました。

○議長 ほかにございますか。

8番、鈴木委員。

○8番（鈴木 隆委員） 8番、鈴木です。

今、生産緑地ということで聞いたんですけども、11ページの〇〇番という、①と書いてあるところと④と書いてあるところの土地というのは、生産緑地ではないんですか。

○事務局 説明します。

11ページの①と④が乗っかっている道路側の土地、ここも生産緑地ではあるんですけど

も、ただ、この〇〇〇さんの土地ではないです。

○8番（鈴木 隆委員） 違うんだ。ああ、そうなんですか。

うちから歩いて1分のところなんで、見えるところなんですよ。だから、これ、作っていないんだ。

じゃ、〇〇さんの土地ではないんですね。

○事務局 私たちも、今回の申請があった際に、ちょっと不思議な形だなと思いました。

○8番（鈴木 隆委員） じゃ、借りているんですね、〇〇さん。そんなの、初めて知った。

○3番（大塚一宏委員） これって、だから、①の白い部分と〇〇のところって一緒なの。1枚なの。

○議長 いや、所有者違うよ。

○3番（大塚一宏委員） 所有者は違っても。

○8番（鈴木 隆委員） でも、一緒に作っていたんだよ、〇〇さんがずっと。これ、全部一緒に。この辺はなくなっちゃった。借りてたんだな。

○事務局 すみません、失礼しました。私の説明がちょっと間違っておりました。訂正します。

ここが制限解除するところで、ここは、相続するところは引き続き生産緑地にするところで、ここ〇〇で、ここ〇〇なんですけれども、〇〇ー〇というのが①で、〇〇が④です。〇〇さんの農地台帳を見ると、〇〇と〇〇は、両方とも〇〇さんの農地台帳には載ってきていないので、今回の〇〇さんに関わる手続には含まれていません。

以上です。

○8番（鈴木 隆委員） 分かりました、ありがとうございます。

○議長 ほかにございますか。

○8番（鈴木 隆委員） これ、〇〇と〇〇の間って、〇〇さんのうちに入っていくための道なんですよ。これはもう舗装というか、コンクリートでやっちゃってあるんで。

これ、誰が持っているというのは、教えてもらえないんですよね。この〇〇と〇〇だか。

○事務局 今回の〇〇さんの農地台帳に載っていないので、〇〇さんのものじゃないというのは分かるんですけども、あとは登記事項証明とか土地謄本とか取らないと、ちょっと分からないです。すみません。

○8番（鈴木 隆委員） こっちの駐車場って書いてあるところも、〇〇さんちで貸してある土地なんですよ。だから、この辺全部そうだと思っていたら、違っていたんだ。分からないね、蓋を開けてみないと。

○12番（石井清巳委員） しかも、面白いですね。

○8番（鈴木 隆委員） 人のうちだから分からない。

○12番（石井清巳委員） でも、全部そうだと、売っちゃったのかどうか。

○8番（鈴木 隆委員）　そうですね。うちの後ろも、これ駐車場にというか、建て売りで売っちゃったんですよ。

分かりました、ありがとうございます。

○議長　ほかにございますか。

——— 委員より意見なし ———

○議長　ないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思います。

原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

——— 挙手全員 ———

○議長　挙手全員でございますので、本案は原案のとおり可決いたします。

◎転用等届出受理報告

○議長　次に、次第6、転用等届出受理報告につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局　それでは、次第の14ページをお開きください。

初めに、転用届出とは、市街化区域の登記地目が田や畑といった農地地目の土地を、住宅など非農地に転用する場合、農業委員会に届出する必要があり、毎月総会で報告するものになります。

今月は4条の届出の報告はございません。

報告第1号　農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出につきましては、記載のとおり、住宅敷地3件の届出を受理いたしました。

次に、15ページをご覧ください。

報告第2号　農地転用許可後の工事完了届につきましては、今年2月に許可の下りました〇〇で工事中の〇〇〇における資材置場について、9月2日付で工事完了の報告があったものでございます。

次に、16ページをご覧ください。

報告第3号　農地法第6条第1項による農地所有適格法人の要件確認について説明いたします。

初めに、農地所有適格法人とは、農地等の権利を取得し、農業を行うことのできる法人です。市内には、今回報告がありました〇〇〇さんと〇〇〇さんの2法人があります。法人が農地等の権利を取得するには、農地法第3条により農業委員会の許可を受けることが必要ですが、この場合には、法人の形態と法第2条第3項に規定する農地所有適格法人の条件を満

たしていないと許可できないことになっております。また、法第6条第1項の規定により、農地所有適格法人は、毎企業年度の終了後3か月以内に事業の状況等を農業委員会に報告することが義務づけられておりますが、今回の報告のありました〇〇〇さんから、添付はしてございませんが、農地所有適格法人報告書の提出があり、確認が終わりましたので報告するものでございます。

届出の報告については以上です。

○議長 ありがとうございます。

それでは、この後、数分間、届出の内容を確認する時間を設けますので、お目通しをいただきますと思います。

14ページから16ページでございます。それでは、よろしくお願いいたします。

——— 資料確認 ———

○議長 そろそろよろしいでしょうか。

転用等届出受理報告について、何かご質問がございましたら、挙手にて議席番号、氏名を述べてから発言をお願いいたします。

8番、鈴木委員。

○8番（鈴木 隆委員） 8番、鈴木です。

16ページの〇〇〇のところの関連事業等の内容ということで、野菜の仕入れ販売等と書いてあるんですけども、これ、野菜の生産と仕入れじゃないのかなと思うんですけども、これ、ちょっとお願いします。生産者ですよ。

○議長 生産していますよ。

○8番（鈴木 隆委員） 生産して、それで仕入れもしてみたいな感じだと思うんですけども。

○3番（大塚一宏委員） 関連するだから。

○8番（鈴木 隆委員） 関係ないのか、関連だから。分かりました。オーケーです、大丈夫です。

○議長 ほかにございますか。

3番、大塚委員。

○3番（大塚一宏委員） 15ページの工事完了届に関する事なんですが、私、〇〇の町会長さんにちらっと聞いたんですが、ここ、もともとチップ堆肥を置くとか何とかという話だったんですが、これ、近隣の反対があつて、チップ堆肥は置かないというふうに何か決まったというふうなことを聞いたんですが、そういう情報は事務局には入ってきていますか。

○事務局 大塚委員さんがお話しされていたとおり、〇〇〇との市境のこの場所で、近隣の方が堆肥の臭いとかというもので、かなり盛んにお話があったというところも聞いていますが、

この使用用途を、把握しているのは資材置場という範囲で、例えばチップ堆肥の置場をやめますということまでは、ちょっと手続代理人からは直接聞いていません。すみません。

以上です。

○議長 7番、新井委員。

○7番（新井孝美委員） 7番、新井です。

この〇〇〇さん、〇〇の場所、町会でやっぱり看板立ちまして、開発手続きで。監視していて、町会の人、近隣のそばの人が、チップ来るぞ、臭いの来るぞって。そういうことがあって、町会の総会の際に、反対があったということで説明をいただいて、チップのほうはやらないってことになったんですよ。

ただ……

○議長 〇〇〇さんって、もう一か所あるよね。

○7番（新井孝美委員） あのエリアって、これは〇〇のほう。

○3番（大塚一宏委員） これは、〇〇〇の。

○7番（新井孝美委員） 〇〇〇の〇側。〇〇地区のほうは、〇〇〇の〇側、一番〇のところなんですけれども。

○6番（飯山敏行委員） すみません、6番、飯山です。

ここのところ、大塚委員、すみません、確認。ここのところって、〇〇〇の三角のところですよ。三角というか……

○7番（新井孝美委員） 〇〇路より〇側。

○3番（大塚一宏委員） 〇〇路の……

○6番（飯山敏行委員） 〇ですよ。

○3番（大塚一宏委員） 〇。〇〇、ちょうど。

○6番（飯山敏行委員） ここの工事、そこですか。ここも、近隣の方からちょっと私、言われていまして、苦情で、勘弁してくれと。田んぼできないと、半分枯れちゃうと。

チップ、雨降るとやっぱり出てくるんですよ。それで、田んぼが半分、苗みんな駄目になっちゃうっていうのと……

○3番（大塚一宏委員） 新井さんは被害に遭っている。

○7番（新井孝美委員） チップで。

○6番（飯山敏行委員） 臭いっていうのと、それで植付けしても駄目だ。あと、近隣に少し住宅あるんですけれども、チップで洗濯物ににおいがついてしまうと。

○7番（新井孝美委員） チップのほうはもうやらないっていうことで、切った、伐採した枝だけ。保管で、そんなに長期には置かないで、すぐまた別の場所へ持っていくとは言っていました。

○6番（飯山敏行委員）　ここ、資材置場ってことになっているんで、チップを置けますからね。

○7番（新井孝美委員）　一応やっぱり、伐採した枝とかの一時ストック場所。長期じゃなくて、ほかに、ということで言っていました。

○議長　どこでチップなんかしているの。

○7番（新井孝美委員）　チップは、やめるのはやめるんですよ。ほかの業者というか。

○3番（大塚一宏委員）　もしくは、自分でやらないで、ほかの業者へ持って行っちゃう、委託しちゃうとか。

○議長　大体、これに一時、保管しているという。

○7番（新井孝美委員）　一時ストックみたいな形じゃないかと。

○6番（飯山敏行委員）　これ、チップに関しては、結局ここもそうですし、あと〇〇〇の〇側も、俺、農地パトロール行ったときに、チップじゃないかなと思って。

○議長　もう田んぼのところに入れてるんだ。

○6番（飯山敏行委員）　チップ、もう田んぼ入れちゃって。たしか河川のほうもありましたよね。

○6番（飯山敏行委員）　〇〇〇のほうでかなり、住民の方から臭いだの何だのって。

ちょっと、チップはいかがなものかと思えますけれどもね。

○議長　本当は、そういう発酵さえしてやるんだが、屋内で屋根つきであれして、そこで完全に堆肥化しちゃってやれば、あれなんだけれども。

○8番（鈴木　隆委員）　越谷の清掃工場、あそこのところにはチップ、堆肥化して販売しているんですけども、あれはもう完璧ですから。

○6番（飯山敏行委員）　でも、ガソリン使用するんですか。

○議長　今、地元の方からの説明で、チップというか、あれは置かないような方向にいつているみたいなんですけれども。

そのほかにございますか。

——— 委員より意見なし ———

○議長　なければ、転用等届出受理報告は終わりといたします。

◎その他

○議長　続きまして、次第7のその他にまいります。

その他につきましては、依頼事項が2件、報告事項が3件、協議事項が2件ございます。

初めに、報告事項 1 件目、先月の生産緑地の買取り申請に伴う取得のあっせんの依頼の 2 件の結果について、事務局より報告をお願いいたします。

○事務局 生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせん、〇〇〇及び〇〇〇について、2 件ともあっせんの希望なしでございます。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

次に、依頼事項 1 件目、農地パトロールについて、事務局に説明をお願いします。

○事務局 お手元の資料、右肩に資料 1 と書いてある、令和 6 年度八潮市農業委員会農地パトロール実施要領についてのご説明をさせていただきます。

ホチキス留めしたパトロール報告書と、後ろに各委員さんの担当地区の地図がついていると思いますが、お手元にありますでしょうか。

まず、資料 1 についてご説明させていただきます。

こちら、農地パトロール実施要領、こちらの裏側をご覧ください。

資料 1 の裏側に、参考として真ん中あたりに農地法抜粋とあります。利用状況調査が第 30 条というところに、「農業委員会は、農林水産省令で定めるところにより、毎年一回、その区域内にある農地の利用の状況についての調査を行わなければならない。」とされております。これを受けての今回の農地パトロールとなります。

担当地区について、中川堤外の本曽根地区、去年もご説明差し上げたんですが、中川堤外の本曽根地区というのが、境界の区分けが指定されておられません。なので、中川本曽根地区の中川堤外につきましては、上半分と下半分で分けさせていただいております。上半分につきましては荻野透委員にご担当いただいて、下半分につきましては、今回就任されました篠木委員に担当していただく形を取らせていただきますが、いきなりのお仕事で負担が大きいので、篠木委員さんにおかれましては事務局でサポートいたしますので、今後ちょっとパトロールの日時などについてはご相談させてください。

では、調査のほうをご説明してまいります。

調査していただくのは、担当地区内の遊休農地についてです。遊休農地はどのようなものかと申しますと、現に耕作されておらず、かつ、今後も耕作される見込みのない農地のことです。具体的には、1 年以上放置されていて、今後も見込みのない農地をピックアップしていただきたいです。例えば、ちょっと作付の間で時間が延びちゃって草が生えただとか、農業者さんのほうがちょっと体調が悪くて少し草が伸びちゃったとか、そういう、この先耕作されることが見込まれそうなところは報告しなくて大丈夫です。逆に、著しく草などが伸びて、周辺にご迷惑をかけているような農地は、優先的にご報告をお願いいたします。その他、遊休農地以外、不法投棄や違反転用があれば報告書に書いていただきたいと思います。

先月ちょっとご説明をさせていただきましたが、埼玉県からの調査依頼で、遊休状態の農業用施設に関する状況調査の実施というのを併せて行っていただきたく、今回の農地一斉パトロール報告書の一番右端の列にビニールハウスという行を付け足させていただきました。農業施設、ハウスが遊んでいるような場所がもしありましたら、丸みtainな形でチェックをしていただければと思います。なければ、何も書かないで大丈夫です。道路に接して立木などに塞がれ立入困難な場所は、調査しないで大丈夫です。

作業の仕方に移らせていただきます。

去年度やられているので、聞きましたよというところかもしれないんですが、お配りさせていただいた地図に、あと報告書のほうに黒丸で白色の数字が書かれている方がいると思うんですが、ない方もいらっしゃいます。黒丸の数字が過去に指摘をされた場所です。その場所は、要注意箇所として確認していただきたいと思います。現地の様子を見まして、もし改善されていれば、このお配りさせていただいている赤ペンと、あとは手提げバッグの中にクリップボードもありますので、これをご活用ください。

報告書のほうです。後ろの報告書にも丸とかバツとか書いていただきたいと思います。新たな遊休農地があった場合には、印をつけていただければと思います。市街化区域内については、対象となるのは生産緑地のみですので、あらかじめ蛍光ペンで着色をさせていただいております。生産緑地の場所は、区画整理中などの場合は、ちょっとその地図どおりになっていないところの中にはありますので、ご確認をお願いします。

こちらの報告書につきましては、来月の10月25日までに、24、25で視察研修なんですけれども、25日までに出していただければと思います。手提げバッグの中に腕章も入っていますので、腕章や帽子を身に着けたほうがパトロールしやすいという方は使ってください。くれぐれも安全にご注意いただきまして回っていただくようお願いします。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま農地パトロールについて説明がございました。

何かご質問があればお願いします。

福岡委員。

○5番（福岡達則委員） 5番、福岡です。

私のところに地図来るんですけれども、毎回このピンクの印があるんですね。これは、一度一応指導してやるという形だろうけれども、これは毎年毎年同じようにやっているという事は、指導しても直していないということによろしいんですね。

○事務局 今の福岡委員さんのおっしゃられるとおり、昨年度と同じ場所に同じようにマークがあるというのは、マークをいただいた場所については事務局のほうで地主さんに対して適

正な管理をお願いしますということで、通知などを送って一応働きかけはしているんですけれども、改善がされていないので、またお願いしますというような内容になります。

○議長 生産緑地のところもついているんですね。

ほかにございますか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 それでは、委員の皆さんには、大変お忙しいとは思いますが、くれぐれも安全にご注意されまして、農地パトロールをお願いします。よろしくお願いをいたします。

次に、依頼事項 2 件目、農業経営及び農地利用状況調査表、要するに八一調査ですね、これの再配付について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、農業経営及び農地利用状況調査、八一調査の再配付についてご説明いたします。特に資料はございません。

本日までの回収率は約90%となっております。コロナ対策の一環で、ここ数年は郵送で行っており、今年度も郵送で再提出をお願いしましたが、まだ数名の方が未提出となっております。皆様の担当地区内の提出分の調査表を用意いたしましたので、可能な範囲で結構ですので、訪問していただき、調査にご協力いただければと思います。

個人名の記された封筒の中には、8月31日に再調査した際に封入した通知文と、個人ごとの調査表記入例、返信用封筒が入っております。回答は、郵送でも直接回収でも構いません。提出期限は特に設けておりませんが、10月の下旬ぐらいまでに提出いただければと思います。

なお、鈴木代理と関根委員さんの担当地区は全て回収済みなので、ありませんのでよろしくお願いします。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、何か質問がございましたらお願いをいたします。

回答のない方は、毎年ほぼ同じ人ですか。

回収は可能な限りで結構ということなので、よろしくお願いいたします。

次に、協議事項 2 点目、中川周辺地区、地域計画策定に係る目標地図の素案策定につきまして、本日は都市農業課の職員に来ていただきました。

都市農業課の職員に説明をお願いいたします。

○都市農業課 都市農業課の臼倉です。

○都市農業課 都市農業課の北條です。

○都市農業課 本日はよろしくお願いいたします。

まず、臼倉のほうから説明させていただきます。

本日の資料 - 2 をお配りしていますので、そちらに基づきまして、地域計画策定における

目標地図の素案の作成についてご説明させていただきます。

1 ページから 2 ページをご覧ください。

こちらが、8月28日に開催いたしました地域協議の内容に基づいた地域協議の場の公表案になります。こちらを、当日ご参加いただいた農業委員の方を含め、当日の協議の参加者全員に送付を行い、皆様からのご意見をいただいた後に公表いたします。

後ろのホワイトボードの写真は、現況写真となります。

3 ページをご覧ください。

こちらは、目標地図の素案の基というもので、ホワイトボードに掲示した地図と同じものでございます。クリップ留めしたA3サイズの地図も同じものです。地権者の地図から認定農業者のリサーチ、農地利用権設定の受け手となっている農地を色塗りしたもので、認定農業者、すなわち担い手による中川周辺地区の現況地図となります。

今年度の作業といたしましては、地区内認定農業者に地域計画の担い手に位置づけてよいか、またご自分が耕作する農地としてどの農地を10年後の目標地図にできるかをご本人から確認し、確認できた農地を目標地図に落としていきます。

6 ページをご覧ください。

先ほどの目標地図に記載した方を4、地域内の農業を担う者として一覧に記載します。面積も、ご本人から確認できた地区内農地の合計面積を記載します。今年度は地区内認定農業者の確認に基づき、担い手の一覧、10年後の目標地図を作成いたします。来年度以降につきましては、容認されていない農地等について色が塗れるよう、関係者、関係機関と連携して担い手を確保いたします。

4 ページから 7 ページまでが年度内に完成させる地域計画の提出様式となります。

こちらの内容は記載例でございますが、4 ページから 5 ページは先ほどの地域協議の場の公表案、1 ページから 2 ページの内容を記載いたします。こちら、窓側のテーブルにある地図は、8月28日に開催いたしました地域協議の場で参加者に見ていただいた地図です。所有者や所有者の意向が表示された地図でございますので、委員会終了後にご覧ください。

○都市農業課 最後の8ページ目、一番後ろです。こちらをご覧ください。

こちら、埼玉県農業会議が作成した地域計画の資料でございまして、抜粋したものとなっております。細かい内容あるんですが、色塗りさせてもらった「目標地図の素案とは」、こちらをご覧ください。

目標地図の素案とはということで、目標地図素案とは、現況地図、足す、協議の結果の方向性を反映し、農地の出し手・受け手の意向ということになります。まず、現況地図なんですけれども、現況地図は先ほどご説明したこちらになりますけれども、資料でいいですよと3ページ目ですね。こちらの地図が現況地図になります。こちら足す、協議の結果の方向性を

反映なんですけれども、協議の結果の方向性とは、先日皆さんもご協力いただいた8月28日に開催しました地域協議の内容になります。こちらの1ページ目の(2)に記載がありますので、こちらをご覧くださいいただけますでしょうか。

私のほうで読み上げさせていただきます。「地域における農業の将来の在り方。農地中間管理事業を活用し、地区内外の担い手、新規就農者の積極的な確保、効率的な農地の集積・集約化、優良農地の保全、遊休農地の解消を図ることにより、地域住民への農産物の供給や集客力のある観光農園の展開等、地域における心のオアシスとしての農業を実現する。」となります。こちらが、先日協議いただいた結果の現状案になります。こちらに関しては、今後ご参加いただいた方に意見を伺った後に決定しますので、修正が入るかもしれないんですけれども、そちらが協議の結果の方向性という形になります。

最後にあります農地の出し手・受け手の意向につきましては、農業委員の皆様のご意見も頂戴しながら、具体的には我々事務局が、このいわゆる地図に現状まず名前が載っていらっしゃる方、担い手の方と、あとその底地の地権者の方々、皆さんと個別に直接お会いさせていただきます。それで、ご意向をしっかりと確認しながら地図に落とし込んでいくという形を、我々事務局のほうでやらせていただきますので、ぜひよろしくお願いいたします。

この3点、こちらを組み合わせさせていきまして、目標地図の素案のほうを完成させていくようなことを予定しておりますので、ぜひともご協力をよろしくお願いいたします。

事務局からの説明は以上となります。

○議長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご質問等、ご意見がございましたら、挙手にて議席番号、氏名を述べてから発言をお願いいたします。

これは、ひもつきなんですよ。これを出さないと、提出しないと、助成金とかが下りてこないんですよ。ですから、できれば出しておいたほうがいい。

○6番(飯山敏行委員) 農水で追っかけあるんですか。追っかけてくるんですか、成果。何年の目標、目標で、ひもつきで助成金をもらおうと、定期的に確認が入ってくるんですか。

○議長 それはどうなんだろう。だから、見直しをしていくんですよ。

○都市農業課 基本的には、5年ごとに見直しは行うんですが、もちろん変化があった場合は、都度都度修正をしていくという前提にはなっております。基本的には、5年ごとですね。

○6番(飯山敏行委員) すみませんけれども、俺、ちょっと会議等出ていないんであれなんですけれども、これは担い手の方とか、この白い部分というのは、これから確認していくということ。

○都市農業課 現段階は、まずは色を塗ってあるところを、もちろん今、勝手に載せているような状況ですので、まずはそこを3月までにやるというのが最優先かなと思います。次の段

階で、白い部分はいわゆる認定農業者でないので、ただ増やしていらっしゃる方もいらっしゃる方で、その方を、認定農業者でない人とお話をさせていただきつつ、もちろん耕作放棄地も出てきますので、そこもちょっとお話しさせていただきます。いわゆる白いところは、今後ちょっと埋めていくという流れになると思います。

○6番（飯山敏行委員） 私らとかにもちょっと質問させてもらうと、これ、これからなんだね。

○都市農業課 次の段階ですね。

○6番（飯山敏行委員） じゃ、かなり長いスパンで考えなくちゃならない。

○都市農業課 正直そうですね。1年、2年とかではないと思います。しっかりと、継続していくものなので。

○議長 ほかにございますか。

一応10年後の姿を目標にしています。よろしいですか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 それでは、これからも地域計画の策定に向けて、皆さんのご協力をお願いしまして、よろしくお願いします。

都市農業課の職員の皆さん、ありがとうございました。

——— 都市農業課職員退室 ———

○議長 次に、報告事項2件目、令和7年度農地利用最適化の推進施策に関する意見書の送付について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長 それでは、資料3をご覧ください。

こちらは、毎年埼玉県農業会議が県内の農業委員から農地利用の最適化に関する意見を取りまとめ、県知事に意見書を提出しているところでございます。今年も9月4日に提出をいたしましたので、内容をご確認くださいというものになります。

農業委員会への活動支援や農地の有効利用、担い手への支援に関する意見が12ページにわたり記載しておりますので、後で参考にしてください。

なお、今年度、八潮市農業委員会からは意見を提出しておりませんが、毎年度年度末から4月頃にかけて農業会議から意見の募集がございますので、県に対しまして要望や意見等がございましたら、その機会にお寄せいただけますようお願いいたします。

説明のほうは以上になります。

○議長 ありがとうございました。

次に、報告事項3件目、来月の県外視察研修につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 資料4をご覧ください。

県外視察研修の行き先は、神奈川県です。日程といたしましては、10月24日木曜日から

25日金曜日でございます。視察先が、J A全農営農・技術センター平塚となっております、詳細につきましては、資料4 - 2、視察おまちしています！というふうな、こちらの資料を提示させていただきました。

2日目の視察先が、J A湘南の農産物直売所あさつゆ広場ということで、真ん中よりも後ろあたりにJ A湘南さんのあさつゆ広場のホームページ画像を印刷してご覧いただけるかと思ひます。

10月の総会につきましては、視察にそのまま向かいますので、会議の場所がJ Aさいかつ八潮八條支店で、開始の時間が8時半からというふうにさせていただければと思ひております。総会の終了後に、そのまま順次出発というふうに考えております。

出席の方につきましては、現在までに欠席のご連絡をいただいている方以外で、もしご都合がという方いらっしゃいましたら、できるだけ早めにご連絡をお願いいたします。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

10月の総会は8時半からでございますので、時間をご確認ください。

ただいまの説明につきまして、何かご質問がありましたらお願いをいたします。

よろしいですか。

次に、協議事項2件目、農業祭における農業委員会の啓発事業について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 農業祭におきまして、農業委員会でお米の無料配布を実施しておりました。慶弔費から2万円をいただきまして、令和5年は300グラムの袋詰めを172袋配布させていただきました。お米につきましては、大塚委員さんと新井委員さんから頂戴しております。今年度も同様の事業でよろしいか、ご協議をお願いいたします。

○議長 これ、お米の農業委員会としての無料配布を行ったわけですがけれども、これ、今年も行うかどうかということ。どうしますか。例年どおり行いますか。よろしいですか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 去年は、袋をふれあい直売所の店長に頼んだら、大きいのを用意したんだよね、結構大きかったんで、もっとちっちゃくてよかったんだけど。

○3番（大塚一宏委員） 300にしたの、200。

○5番（福岡達則委員） 300グラムで2合。

○議長 ちょうど、コップあるでしょう、コンビニなんかで売っている。あれの小さいやつで、それですり切りでちょうどあれだったな。ただ、今年はお米があれですので、この2万円ではできない。

今年も、大塚さんと新井さんをお願いしますか。よろしいですか。

—— 委員より「お願いします」の声あり ——

○議長　じゃ、新井さんと大塚さんで、ああ、臼倉君も作っているんだよね。

○15番（臼倉明久委員）　ちょっとだけ。

○3番（大塚一宏委員）　何言っているの、うちらより多くやっているよね。

○議長　そうだよね、一番やっているよね。もしご提供いただけるんだったらあれだけでも。

じゃ、大塚さんと新井さんにお米のほうの手配をお願いします。また、その詳しいことはお願いします。

それでは、最後になりますが、次回の日程について、事務局より説明をお願いします。

○事務局　次回につきましては、先ほど申し上げましたが、10月24日木曜日より1泊で県外視察研修となります。総会は市役所ではなく、JAさいかつ八潮八條支店2階の会議室で、午前8時30分より開催予定となりますので、よろしくお願いいたします。

なお、八條支店の駐車場に車を止める場合は、ほかのお客様の邪魔にならないよう、駐車場の奥のほうに止めていただけますようお願いいたします。

以上です。

○議長　ありがとうございました。

ただいま事務局より10月の農業委員会の総会のご案内がございました。

それでは、最後に皆様から、全体を通しまして何かございましたらお願いをいたします。

3番、大塚委員。

○3番（大塚一宏委員）　事務局に頼んでいたんですが、予備知識というか、今まで気づいていなかった、前、事務局が話、解説してくれたんですが、農地に新しく家を建てる場合の最低面積、一般住宅、農家住宅、何か2種類あると。それをちょっと説明して、篠木委員さんも初めてなので、説明してあげてください。

○事務局　分かりました。

○議長　じゃ、お願いします。

○事務局　今、大塚委員さんから話のありました、農地転用を行った上での専用住宅を建築することができる最低面積、最高面積ですけれども、例えば、市街化調整区域における最低敷地面積は300平米ということが平成15年6月1日より後に筆を切った場合には決められているというのが、ちょっと別の条例で決まっています。

農地を農地以外のものに転用して建築を、一般専用住宅を建てるということになった場合には、農家さんの場合は1,000平米が上限です。農家さんは、おうちのほかに農機具置場としての倉庫も附属建物として建築する必要がありますので。一般の方、農家を経営していない方は500が上限というふうなことが、県からも改めてきております。今、口頭のための説明だと、よく覚えておくことができないので、来月の総会のときにでも、参考資料として皆様に

お渡しいたします。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

来月の総会の際に書類というか、ペーパーでいただけるんですよね。

○3番（大塚一宏委員） 結構農家住宅のいろいろ規制が、例えば、家を持っていて、もう一軒建てるとか、そういうのは駄目なの。

○事務局 駄目です。

○議長 それは駄目だと思います。

○3番（大塚一宏委員） そういうのは駄目とか、そういう規制があったりするんで、そういうのも全部入れておいてもらおうと、分かりやすいのかなと。

○議長 はい、分かりました。

ほかにございますか。

○事務局 よろしいでしょうか。

すみません、皆様の中にも心配されている方も多くいらっしゃるかもしれないんですが、毎年10月に開催されておりました四市町農政研究会の〇〇〇さんでの研修会につきまして、農業委員さんの皆さんが集まってというのが、本来ですと、この総会で9月までの回答の名簿をつくるというやり方をしていたんですが、今年度のちょっと幹事市さんのほうで、なかなか会場と講師の都合が合わないということで、少なくとも10月の開催が見送られているような状態に今、なっております。

なので、皆様にちょっとお知らせすることができていないんですが、中止ではありませんので、時が来ましたら、またご相談させてください。

○6番（飯山敏行委員） じゃ、振替って形、順延。

○議長 幹事市で、決まっていらないんです、詳細が。

〇〇なの。

○3番（大塚一宏委員） 〇〇ですよ。

○事務局 〇〇です。

○議長 会場と、あと講師、それが、日程とかがアレンジできないんですしたっけ。

でも、開催はする予定ですので。

○3番（大塚一宏委員） 8月ぐらいには大体もう、日程は結構早めにとらないと、場所。

○議長 去年は、若い女性でしたっけ、講師は。

○3番（大塚一宏委員） そうそう。

○議長 教え子の〇〇〇さんとかいう人だったよ、たしか。

開催はするみたいです。そのときには、皆さんご出席お願いいたします。

石井さん。

○12番（石井清巳委員） 来月の研修の旅費の説明がない。

○事務局 前に少しお話しさせていただいたんですけれども、10月の報酬を慶弔費に振り込ませていただいて、あと、農業委員会で持っている予算のほうからも支出する予定ですので。

○12番（石井清巳委員） 3万円ぐらいはそちらで負担するということなんですか。

○事務局 バス代とかは予算取っていますので大丈夫です。

○議長 ほかにございますか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 ないようでしたら、これにて議長の席を下ろさせていただきます。皆様のご協力、ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○事務局長 小早川会長、議事の進行大変お疲れさまでした。また、委員の皆様には慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

それでは、閉会の言葉を鈴木新一会長職務代理よりお願いいたします。

○会長代理（鈴木新一委員） 皆様、長時間お疲れさまでした。

会長からも先ほどお話があったとおり、本当にここ二、三日前から大分過ごしやすい気候になりまして、ただ、朝晩冷え込むんで、風邪を引いたという話、ちらほらと聞きますが、こういう酷暑が続いた夏は、冬が非常に寒くなるという統計があるみたいで、しばらく暑い日が続きますけれども、相変わらず体調に留意していただいて活動していただきたいと思います。

それでは、本日の総会をこれで閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

○事務局長 ありがとうございました。これにて散会といたします。来月は視察研修となりますので、よろしくお願いいたします。

皆様、大変お疲れさまでした。

閉会 午後3時38分